

離婚届出後の主な手続きについて

離婚の届出に伴い必要となる手続きは、それぞれのご家庭の事情により異なります。詳しくは担当課まで必ずお問い合わせください。

■住所が変わるとき ▶市役所 市民課

・「住所」や「世帯主」が変わるときは、転入・転居・転出・世帯主変更届が必要です。

手続きの種類	転入届・転居届・転出届・世帯主変更届
手続きが必要な人	住所や世帯主が変わった人
届出する人	本人又は同一世帯員の方
必要書類	●本人確認書類（免許証、パスポート等本人を確認できる書類） ●転入するときは、前住所地の市区町村で発行する「転出証明書」が必要です。 ●代理人が届出するときは、委任状が必要です。 ●国民健康保険証または資格確認書（お持ちの方のみ） ●マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

■子の氏（名字）と戸籍に関する手続き ▶市役所 市民課・家庭裁判所

・離婚届を提出したあと、子の氏（名字）や子の戸籍を変更する場合、以下の手続きが必要です。

① 家庭裁判所へ『子の氏を変更する許可』の申立をします。		② 家庭裁判所で申立が許可されたら、市区町村に「入籍届」を提出してください。
申立人又は届出人	子が15歳未満の場合・・・親権者（母又は父） 子が15歳以上の場合・・・子本人	左に同じ
申立又は届出場所	子の住所地の管轄する家庭裁判所 〔参考〕 旧丸亀市及び旧飯山町にお住まいの方 ▶高松家庭裁判所丸亀支部 TEL23-5184 旧綾歌町にお住まいの方 ▶高松家庭裁判所 TEL087-851-1531	届出人の所在地又は本籍地
必要書類	●戸籍謄本 ・あなたの戸籍謄本（離婚の記載のあるもの） ・子の戸籍謄本（親権の記載があるもの） ●費用 ・収入印紙800円分（子1人につき） ・連絡用の郵便切手 ※詳しくは家庭裁判所でご確認ください。	●入籍届（用紙は市役所にあります。） ※子が15歳以上の場合、届書に子本人の署名が必要です。 ●本人確認書類 ●家庭裁判所から交付された「子の氏の変更許可」の書類
※ この他にも書類等が必要な場合がございます。 詳しくは家庭裁判所へお問い合わせください。		

■離婚により氏（名字）が変わるとき ▶市役所 市民課

- ・印鑑登録をしている方で、登録の印を「氏（名字）」でしている場合は、抹消となり、再度、印鑑登録をする必要があります。
- ・マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードの券面変更が必要となります。

裏面につづく

■ 離婚後も婚姻中の氏（名字）を使用する場合 ▶市役所 市民課

- ・婚姻により氏（名字）が変わった方で、離婚後も婚姻中の氏（名字）を使用したいときは、「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出してください。

※届出期間は、離婚の日から3か月以内

■ 母子医療、児童手当等の申請 ▶市役所 子育て支援課

※個人によって異なります。必ず担当課へお問い合わせください。

■ 国民健康保険の加入に関する手続き ▶市役所 保険課

- ・婚姻中に配偶者の社会保険の扶養になっていたが、離脱して国民健康保険に加入を希望するときは、次の手続きを行ってください。

- ① 元配偶者から会社の担当者に「離婚したため、配偶者（と子供）を扶養から外してはほしい」と伝えてもらう（社会保険証は返却）
- ② 会社で手続きをした後、「社会保険資格喪失証明書（喪失日の証明）」をもらう。

※ 資格喪失日の前日から手続きできます。

※ 手続きが遅くなくても、これまで加入していた社会保険等の資格喪失日までさかのぼって加入することとなり、あわせてその間の国保税もご負担いただくことになります。

※ 手続きができる方は世帯主、加入者本人または同世帯の方のみです。

持ってくるもの

- ① 「社会保険資格喪失証明書」等の資格喪失を証明できるもの（扶養の方も必要です）
（任意継続保険の期間満了の場合は、加入する方の任意継続の保険証に喪失予定年月日が表示されており、その日に喪失する時に限り、加入者全員の任意継続の保険証でも代用できます。また、市外からの転入による加入については、転出証明書に国保加入の記載があれば不要です。）
- ② 来庁者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード又は免許証など）
- ③ 年金手帳または基礎年金番号通知書
- ④ 世帯主および加入者の個人番号が記載されたもの
（マイナンバーカードなど）
- ⑤ 届出人名義の口座振替用キャッシュカード

丸亀市国保税は、原則「口座振替払い」していただくようお願いしています。

社会保険等の健康保険脱退後、14日以内に国保加入手続きをしてください。手続きが遅れた場合は、医療等の給付ができない場合がありますので、ご注意ください。

受付場所

- ・丸亀市役所保険課 (Tel24-8842)
- ・綾歌市民総合センター市民生活担当 (Tel86-5510)
- ・飯山市民総合センター市民生活担当 (Tel98-7953)